

# 会 議 録

第5回定例会

開会 平成28年6月22日

## 教育委員会会議録

1 開 会 平成28年6月22日 午後2時30分

2 閉 会 平成28年6月22日 午後3時15分

3 出席委員 教育長 美馬 持仁  
委 員 西 泰宏  
委 員 田村 典子  
委 員 三牧 千鶴子

4 出席者 副 教 育 長 木下 慎次  
教 育 次 長 森本 俊明  
教 育 次 長 栗洲 敬司  
学 校 教 育 課 長 後藤 浩代  
生 涯 学 習 課 長 阿部 淳子  
教 育 文 化 課 長 草野 純一  
教 育 政 策 課 長 東條 正芳  
教 育 政 策 課 副 課 長 木野内 敦

[開 会]

教育長 定例会を開会する旨を告げる。

[会議録の承認]

教育長 配付されている会議録を承認して差し支えないかを各委員に諮る。

各委員 異議なし。

教育長 会議録を承認する旨を告げる。

[教育長報告]

副教育長 6月定例県議会における質疑応答の概要について報告する。

[議 事]

教育長 議案第16号及び議案第17号を非公開として差し支えないかを各委員に諮る。

各委員 異議なし。

教育長 そのように取り計らうこととし、議事に入ることを告げる。

《報告事項1 国史跡の指定について》

教育長 説明を求める。

教育文化課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

三牧委員：歩き遍路ですが、世界遺産への取組みは進んでいるのか。

教育文化課長：まさしく史跡指定という意味でも進んでいる。世界遺産は、価値だけではなく保護措置が図られなくてはならない。両方なくてはならない。そういう意味では、進んでいると評価できるのではないか。

三牧委員：指定できる部分だけを指定していくのか。

教育文化課長：そうです。同じ一本の道でも指定ができるところをやっていくことになる。指定するには、史跡として証明できるか、所有者の同意がいただけるかという問題がある。そういう条件が整ったものを指定してい

くことになる。

三牧委員：あまり整備していてもいけないのか。

教育文化課長：整備の仕方も、当時のかたちに戻していく整備はできる。擬木を使った道や、濃色のパイプを使い目立たなくしている所もある。時代によって、あまり違和感のないものが使われている。

田村委員：歩き遍路の方が、指定されていることが分かる標示はあるのか。

教育文化課長：その整備作業も行っていくことになる。現状変更のかたちで、許可制になる。文化財を壊したりすると、文化財保護法違反になるので、それを防ぐためにも、指定地を標示していくことは必要になる。

三牧委員：個人や団体がしている、小さな遍路道の道標などは、勝手に設置してはいけないのか。

教育文化課長：それは大丈夫です。指定地の中に何か建てるという場合には、法律上は変更する行為になり、事前に許可が必要になってくる。法律と、これまでの整備をうまく調和するようなかたちで、運用していくことが必要だと思う。委員がイメージされている道路にあるようなもの、アスファルト敷きのような所は、調査ができないので、対象外になる。そこに、何を建てても文化財的には許可はいらなくなる。

三牧委員：アスファルト敷きのような所は指定していないのですね。

教育文化課長：はい、指定していません。

[非公開]

《議案第16号 徳島県教科用図書選定審議会の答申について》

《議案第17号 徳島県社会教育委員の補欠委員委嘱について》

[閉会]

教育長 本日の議事が全て終了したので閉会する旨を告げる。

閉会 午後3時15分

